

商業(卸売・小売業)における 派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル

厚生労働省・中央労働災害防止協会

はじめに

近年、わが国企業の就業形態の多様化は著しく、中でも「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」の施行に伴って、多くの業種で働く派遣労働者が増加し、商業（卸売・小売業）においても同様の傾向にありました。

しかし、世界的な経済動向を受けたわが国経済の停滞、労働者派遣法の改正論議等の影響を受けて、昨今では派遣労働者の就業割合は低下の傾向にあります。

一方、派遣労働者全体の休業4日以上労働災害は、平成21年において2,864人となっていますが、派遣労働者の数が前年よりも約20%減少したこともあり全体として50%の減少となっています。なお、業種別の発生割合は、製造業で56%、運輸交通業で10%、商業で9%となっています。

労働者派遣法においては、派遣労働者の安全と健康を確保するため、派遣元または派遣先事業者（事業主）もしくは両者が労働安全衛生法上の責任を負うものと規定していますが、その責任区分が関係者に十分に理解されていないため、必要な安全と健康確保措置がとられていないという問題があります。

このような背景の下、中央労働災害防止協会は厚生労働省の委託を受けて、商業（卸売・小売業）における派遣労働者の安全衛生管理の徹底・定着を図るための「商業（卸売・小売業）における安全衛生管理マニュアル」を作成することになりました。

本マニュアルでは、商業（卸売・小売業）における安全管理体制の整備、安全衛生教育の実施、各種安全衛生対策の実施等について具体的に示すとともに、指揮命令系統が必ずしも明確にはなっていない派遣労働者の安全と健康に関して派遣元・派遣先事業者及び派遣労働者の就業場所である百貨店等が連携して効果的に実施する具体的な方法などについて事例をまじえて紹介しています。

本マニュアルが、商業（卸売・小売業）の事業者、関係取引先の事業者、派遣元事業者などを対象とした研修会の基本テキストとして活用されることを通じて、派遣労働者を含めた労働者の労働災害防止とそれぞれの企業における安全衛生水準の向上に寄与できれば幸いです。

目次

はじめに

第1章 派遣労働者と労働災害	5
1 派遣労働者の労働災害の発生状況.....	5
2 派遣労働者の労働災害の事例.....	8
2-1 スタッカー式クレーンで商品の棚卸し作業中に挟まれる	8
2-2 ローストビーフの調理中にプロパンガスが爆発し火傷を負う	9
2-3 その他の労働災害（例）	11
第2章 商業（卸売・小売業）における派遣労働者の就業形態と 安全衛生管理の特徴	13
1 派遣労働者の範囲.....	13
2 派遣法における安全衛生の確保.....	14
2-1 派遣元責任者、派遣先責任者の選任と業務	15
2-2 労働者派遣契約の内容	16
2-3 無資格の労働者等を派遣した場合の罰則の適用	18
2-4 商業における派遣労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担区分	18
3 労働者派遣事業と請負事業等における安全衛生管理.....	20
3-1 労働者派遣事業における安全衛生管理	21
3-2 請負事業における安全衛生管理	21
3-3 テナントにおける安全衛生管理	21
4 安全配慮義務.....	21
第3章 派遣元が実施すべき事項	23
1 安全衛生管理.....	23
1-1 安全衛生管理体制	23
1-2 派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	29
1-3 健康診断	30
1-4 過重労働による健康障害防止対策	33
1-5 心と体の健康保持増進のための健康教育など	34
2 安全衛生教育.....	34
2-1 雇入れ時の安全衛生教育	34
2-2 作業内容変更時の安全衛生教育	37
2-3 業務等に必要な資格の確認	37
3 労働災害発生への対応.....	38
3-1 労働者死傷病報告書の提出	38
3-2 労災保険の手続きへの助力	38
3-3 衛生委員会への付議	38
第4章 派遣先が実施すべき事項	39
1 安全衛生管理.....	39
1-1 安全衛生管理体制	39
1-2 派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	46
1-3 健康の確保	52
2 安全衛生教育.....	54
2-1 雇入れ時の安全衛生教育の実施状況の確認	54
2-2 派遣元と協力して行う雇入れ時の安全衛生教育	55
2-3 作業内容変更時の安全衛生教育	56

2-4	特別教育	57
2-5	各種自主的安全衛生活動など	57
3	労働災害への対応	58
3-1	被災者の救出	58
3-2	派遣元への連絡・通報	59
3-3	労働者死傷病報告書の提出	59
3-4	労働災害の原因究明と再発防止対策	59
3-5	労災保険の手続きへの助力	60
第5章 派遣元と派遣先との連携		61
1	連絡調整役とその職務	61
1-1	連絡調整体制の整備	61
1-2	派遣元責任者又は派遣先責任者の職務等	63
2	安全衛生教育に関する協力や配慮	63
2-1	派遣元に対する情報提供等	63
2-2	派遣元からの教育委託の申入れと対応	65
3	一般健康診断に関する派遣先の配慮	66
3-1	健康診断の日程調整と費用負担	66
3-2	健康診断結果と事後措置	67
4	労働災害発生に係る連携	67
4-1	救命訓練、避難訓練等の実施と情報の交換	68
4-2	災害調査と被災報告	68
4-3	労災保険の手続きにおける連携	68
4-4	再発防止対策における連携	68
5	連絡協議会等の設置と運営	69
参考資料 労働者派遣に関する法令、指針、通達等		71
1	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（抄）	72
2	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（抄）	77
3	関係法令	78
3-1	労働安全衛生法（抄）	78
3-2	労働安全衛生法施行令（抄）	85
3-3	労働安全衛生規則（抄）	86
3-4	事務所衛生基準則（抄）	89
3-5	労働基準法（抄）	94
3-6	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	96
4	関係告示	97
4-1	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	97
4-2	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（抄）	98
4-3	派遣先が講ずべき措置に関する指針（抄）	99
4-4	危険性又は有害性等の調査等に関する指針（抄）	101
5	関係通達	105
5-1	派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について（抄）	105
5-2	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（抄）	109
5-3	職場における腰痛予防対策指針（抄）	114
6	労働者派遣事業関係業務取扱要領（抄）	122
7	派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点チェックリスト	127